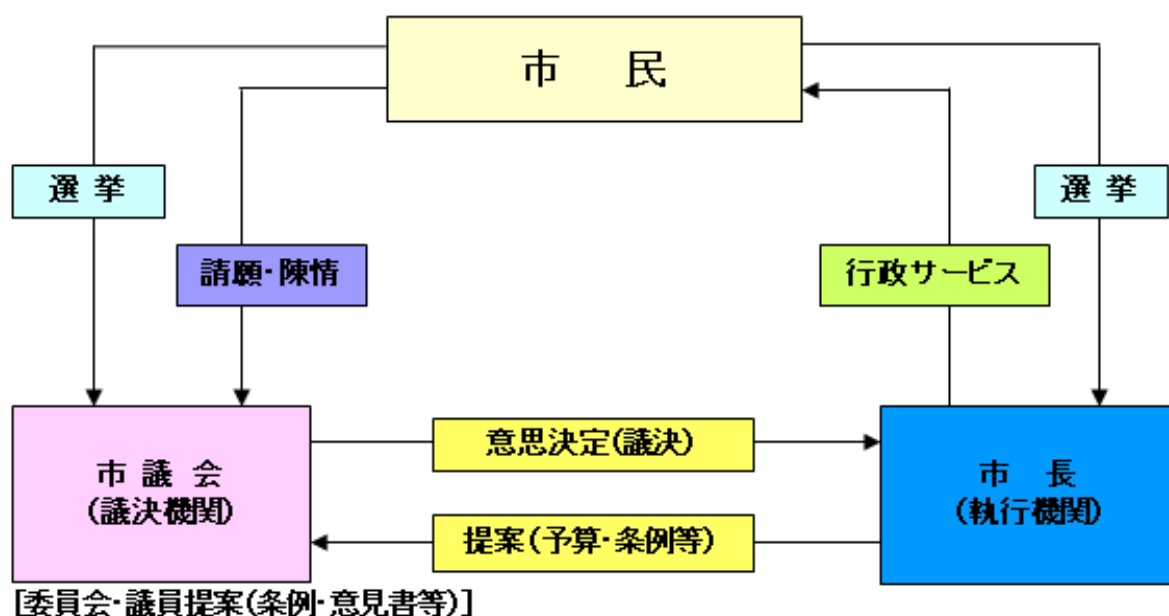


議会と長との関係

議会の議員と長はいずれも直接選挙され、それぞれ住民の代表として相互に権限を分け合い、均衡と抑制を図りながら、地方公共団体の行政運営を行っています。

市長は、副市長や職員を指揮監督して具体的な職務を住民に対して行い、議会は、法令又は条例によってその権限となっているものについて意思決定を行うとともに、市長の業務執行を監視する役割を担っています。



執行機関

地方公共団体の執行機関とは、地方公共団体の長、教育委員会などの委員会のように、それぞれ独自の執行権限を有し、その担任する事務について当該地方公共団体の意思を自ら決定し、これを外部に表示することができる機関をいいます。

佐野市においては、市長以外に、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が置かれています。

議会の権限

地方公共団体の議会は、住民自治の基本として主権者である住民の意思を反映するために重要な役割を果たしています。

議会には、地方公共団体の最終的な意思決定を行う権限（議決権）があり、この議決権が議会の本来的かつ中心的な権限となります。地方公共団体の意思を決定する権限は、全て議会に付与されているものではなく、基本的なもの又は重要なものに限られ法律に制限列挙されており、それ以外は長その他の執行機関の権限により決定されます。佐野市議会において議決している主なものは、次のとおりです。

- ・ 条例を設け又は改廃すること。
- ・ 予算を定めること。
- ・ 決算を認定すること。
- ・ 条例で定める契約を締結すること。
- ・ 条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- ・ 損害賠償の額の決定及び和解に関すること
- ・ 副市長や監査委員などの選任に同意すること。

また、執行機関が行う行政執行について監視し、牽制する権限（監視権）もあります。監視権は、次のとおりです。

（１） 報告・書類受理権

議会における議決権その他の諸権限が適切かつ有効に行使されるように、執行機関においては、議会に対し各種報告や一定の事務の執行状況等の書類の提出が義務づけられています。このことは、裏返しとして、議会に「受理権」があるということになります。

（２） 検閲検査権

当該地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、長その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる権限です。

(3) 監査請求権

監査委員に対し、当該地方公共団体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる権限です。

(4) 調査権

地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人に出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる権限です。この権限は「100条調査権」と呼ばれ、この調査権に基づき議会が議決により設置した特別委員会を「100条委員会」といいます。

100条調査権については、正当の理由がないのに出頭しなかったり、記録を提出しなかったり、証言を拒んだり、また、虚偽の陳述が行われないように罰則が定められています。

(5) 承認権

執行機関によって既に執行された行為について、事後に議会が承認する旨の判断を表示する権限です。具体的には、長の専決処分（議会の権限に属する事項を長が代わって行うことをいいます。）の承認があります。

(6) 同意権

地方公共団体の長がその権限に属する一定の事務を執行するに当たり、事前に、かつ、その執行行為の前提要件として議会が同意する旨の判断を表示する権限です。同意権の対象となるものは、副市長の選任、監査委員の選任、教育委員会の教育長や委員の任命などの人事案件が主なものとなります。

(7) 不信任議決権

執行機関の個々の行為の内容について監視や牽制を行うものではなく、執行機関全体を所轄し、調整の任務に当たる長の職を失わせるという形で監視を行うという意味で、最も強力な「監視権」といわれています。

議員定数と任期

議員は、4年の任期ごとに選挙で選ばれます。佐野市議会の議員定数は、議員定数条例により定められ、議長と副議長を含めて24人です。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、会議を進めるに当たって、秩序を保ち、議事を整理するとともに、議会の事務を処理し、議会を代表して各種の行事、会議などに出席します。

また、副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに議長の職務を行います。

市議会の仕組み

1 会議の開催

議会には、定例的に招集する「定例会」と、必要に応じて開く「臨時会」があります。

定例会は、年4回（2月・6月・9月・12月）に開くことが定例会条例で定められており、市長が招集します。

臨時会は、付議する案件を告示して市長が招集します。

市議会は、会期（議事機関としての議会が議会としての法律上の権限を行使することができる一定の期間をいいます。）を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案や請願などの審議を行います。

2 本会議

本会議は、全議員で構成する議会の会議のことであり、議場において開催されます。

本会議では、提案された議案に対する質疑、討論及び採決のほか、市政運営全般に関する質問などを行います。

3 委員会

委員会には、本会議において付託された議案や請願等を審査する常任委員会、議会の運営等について協議する議会運営委員会、必要に応じて設置する特別委員会があります。佐野市議会においては、その都度、予算審査特別委員会や決算審査特別委員会を設置しています。

議会の最終的な意思決定は本会議で行われますが、効率的・専門的な審査を行うために常任委員会が設置されています。

佐野市議会では、4つの常任委員会があります。

(1) 総務常任委員会 6人

総合政策部（国民健康保険税に係る部分を除く。）、行政経営部、会計課、消防本部、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生常任委員会 6人

総合政策部（国民健康保険税に係る部分に限る。）、市民生活部、子ども福祉部及び健康医療部の所管に属する事項

(3) 経済文教委員会 6人

産業文化部、観光スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設常任委員会 6人

都市建設部及び上下水道局の所管に属する事項

議会の流れ

定例会の主な流れは、次のとおりです。

- 1 招集告示 議会が開催されることを市長の告示により、お知らせします。
- 2 開会 会期日程の始期で、議事が始まります。
- 3 上程・説明 議会に提出した議案について、提案者が説明を行います。

す。

- 4 質疑 議会に提出された議案について、疑義をただすため、提案者に対して質疑を行います。
- 5 委員会付託 専門的な審査を行うため、議長が議案の内容を所管する常任委員会に付託します。
- 6 一般質問 議案とは別に、議員が市政に関する質問を執行機関に行い、執行機関が答える形式で行われます。
- 7 常任委員会 付託された議案を各常任委員会で詳しく審査します。
- 8 委員長報告 委員会で審査、調査された経過と結果を報告します。
- 9 討論 議案に対し賛成か反対かの自己の意見を表明します。
- 10 表決 議会の意思決定に個々の議員が参加し、議案に対して賛成、反対の意思表示を行います。出席議員の過半数をもって決することを原則とし、可否同数のときは議長の決するところによります。
- 11 閉会 全ての議事を終え、会期日程が終わります。

最近の佐野市議会で行った取組の一例

- ・ 台風第19号による被災箇所への現地視察 (令和元年12月23日)
- ・ 第4回佐野市議会 議会報告会における市民の意見等を市長に報告 (令和元年12月27日)
- ・ 栃木県議会議員と佐野市議会議員との懇談会の開催 (令和2年3月25日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応について議員懇談会を開催 (令和2年4月16日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する要望書を市長に提出 (令和2年6月18日)